

吉田町監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成26年12月1日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

財政的援助団体監査

1 監査の概要

(1) 監査の目的

財政的援助団体監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、町が補助金等を交付している団体についてその事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行なわれているかなどについて実施する監査である。

(2) 監査の対象

〈監査対象等〉

補助金交付団体	所管部署
吉田町商工会	産業課
社会福祉法人吉田町社会福祉協議会	社会福祉課
吉田町浜田土地地区画整理組合	都市建設課

(3) 監査の事項及び範囲

平成25年度に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の期間及び説明聴取場所

平成26年10月10日から平成26年11月17日

〈説明聴取年月日等〉

説明聴取年月日	監査の対象	説明聴取場所
平成26年10月17日	吉田町商工会	団体事務所
平成26年10月29日	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会 吉田町浜田土地地区画整理組合	団体事務所

(5) 実施した監査手続き

補助金に係る出納及びその他の事務の執行について、各団体にあらかじめ提出を求めた監査資料及び揭示のあった関係書類を審査するとともに、各団体の代表者及び職員から事業内容並びに補助金交付関係書類について、説明聴取するほか、質問その他必要と認めた監査を実施した。

2 監査の結果

各団体についての監査結果は、後述のとおりである。

なお、軽微な事項等については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

(1) 吉田町商工会 【指摘なし】

① 町補助金の内容

ア 補助金の名称

商工業振興事業費補助金

イ 補助の趣旨(目的)

町内における商工業の振興と健全なる経営改善を図るため。

ウ 補助金の交付内容

補助対象事業名及び補助金交付額

商工会組織助成事業 6,000,000 円

② 町利子補給金の内容

ア 利子補給金の名称

吉田町小企業等経営改善利子補給金

イ 補助の趣旨(目的)

町内小企業の経営の改善を図るため。

ウ 利子補給金の交付内容

利子補給の対象及び利子補給金交付額

町内小企業者が小企業等経営改善資金融資制度の定めるところにより、借り受けた資金のうち町長が認めたもの 343,250 円

監査の結果、事業は補助の目的に沿っておおむね適正に執行されており、補助金は吉田町補助金交付規則(昭和54年吉田町規則第8号)及び商工業振興事業費補助金交付要綱、吉田町小企業等経営改善資金利子補給金交付要綱に基づき、適正に執行されていた。

(2) 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会 【指摘なし】

① 町補助金の内容

ア 補助金の名称

社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金

イ 補助の趣旨(目的)

地域福祉の推進役として地域の実情に応じた住民の福祉の増進を図る。

ウ 補助金の交付内容

補助対象事業名	補助金交付額 (円)
社会福祉協議会事務局人件費	20,806,000
社会福祉協議会相談事業	1,228,000
社会福祉協議会民生委員児童委員活動事業	1,394,000
社会福祉協議会福祉団体助成事業	4,519,000
合 計	27,947,000

監査の結果、事業は補助の目的に沿っておおむね適正に執行されており、補助金は吉田町補助金交付規則(昭和54年吉田町規則第8号)及び社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、おおむね適正に執行されていた。

なお、前年度、指摘事項である運営事業(事務局人件費)については町長より監査委員宛てに是正措置を行なった旨、通知されている。

(3) 吉田町浜田土地区画整理組合 【指摘なし】

① 町助成内容について

ア 助成の名称

吉田町土地区画整理事業助成

イ 助成の趣旨(目的)

公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため。

ウ 助成の対象事業

用途地域内で施行しようとする事業で、事業面積が3.0ヘクタール以上のものとする。ただし、町長が特に認めた事業については、この限りでない。

エ 補助金の交付内容

交付内容	補助金交付額(円)
前年度繰越分	4,870,000
当年度分	35,505,266
利子補給金	9,971,734
合計	50,347,000

② 事業の計画内容について

所在地 : 静岡県吉田町
施行者 : 吉田町浜田土地区画整理組合
面積 : 37.1 h a
総事業費 : 44.6 億円
平成 26 年度以降残事業費 : 19.3 億円
平成 25 年度末 進捗率 : 57%

なお、現地査察を行い、区画整理対象地区の範囲、進捗状況等について、役員及び職員の説明を聴取するほか、質問等を行ない確認した。

監査の結果、事業は補助の目的に沿っておおむね適正に執行されており、補助金は吉田町補助金交付規則(昭和 54 年吉田町規則第 8 号)及び吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、適正に執行されていた。

定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の対象

- ア 税務課
- イ 社会福祉課
- ウ 健康づくり課

(2) 監査の範囲

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに執行された事務事業

(3) 監査の期間及び説明聴取場所

平成 26 年 10 月 10 日から平成 26 年 11 月 17 日
〈説明聴取年月日等〉

説明聴取年月日	監査の対象	説明聴取場所
平成 26 年 10 月 17 日	税 務 課	本庁 4-3 会議室
平成 26 年 10 月 28 日	社会福祉課 (こども発達支援事業所含む) 健康づくり課	本庁 4-3 会議室

(4) 実施した監査手続

監査にあたっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づき適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼としてあらかじめ指定した監査資料及び掲示のあった関係書類、諸帳簿を審査するとともに所属長及び関係職員からの説明聴取によるほか、質問その他必要と認めた監査を実施した。

(注) ① 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満は四捨五入とした。

② 比率(%)は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位までとした。

2 監査の結果

各課についての監査結果は、後述のとおりである。

なお、軽微な事項等については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

(1) 税務課 【指摘なし】

① 課内組織

収納管理部門、課税部門の 2 部門で構成されている。

- ② 職員人数等は次のとおりである。
管理職(課長、課長補佐)2人、一般職員12人、嘱託員1人、臨時職員4人の合計19人である。その他、行政サポーターが1人いる。
- ③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人件費は除く)
- ア 税務総務費
執行額は15,049千円で執行率は43.3%である。主なものは臨時職員賃金(4人分)3,022千円、過年度分町税還付金11,117千円である。
- イ 賦課徴収費
執行額は13,528千円で執行率は27.3%である。主なものは電算システム委託利用7,696千円、納付書等の郵送料2,873千円、滞納整理機構負担金1,287千円、電子申告支援システム委託料545千円である。
- ④ 時間外勤務については月平均1人当たり15.26時間であった。(庁内月平均1人当たり15.58時間)
- ⑤ 町民税、固定資産税、国民健康保険税の納税義務者数等については次のとおりである。(増減率は対前年度)
- ア 町民税について
(ア) 個人町民税の納税義務者数合計は15,607人(増減率△2.1%)であり、均等割のみを納める者1,484人(増減率10.3%)、均等割と所得割を納める者14,123人(増減率△3.3%)である。
(イ) 法人町民税の納税義務者数合計は平成26年7月1日現在で814社(増減率△2.7%)であり、均等割のみは505社(増減率△6.5%)、税割及び均等割は309社(増減率4.0%)である。
- イ 固定資産税について
実納税義務者数は12,215人(増減率0.2%)、課税地積は11,978,565㎡(増減率△0.1%)、家屋は2,751,695㎡(増減率0.4%)、償却資産課税標準は48,499,800千円(増減率△9.9%)である。
- ウ 国民健康保険税について
(ア) 加入世帯数は医療及び支援は各々4,030世帯(増減率△1.3%)、介護は2,096世帯(増減率△3.7%)である。
(イ) 被保険者数は医療及び支援は各々7,368人(増減率△1.0%)、介護は2,696人(増減率△5.4%)である。
- ⑥ 軽自動車税賦課状況について(増減率は対前年度)
平成26年9月30日現在における、軽自動車税の賦課合計台数は13,362台(増減率1.0%)である。賦課種別内訳は原動機付自転車(125cc以下)

1,916台、軽自動車（660cc以下）10,705台、小型特殊自動車294台、二輪の小型自動車447台である。

⑦ 口座振替利用状況について（増減率は対前年度）

税種別の第1期納期限時における利用状況は、町民税2,060人（増減率1.3%）、固定資産税・都市計画税7,718人（増減率4.4%）、軽自動車税5,693人（増減率15.9%）、国民健康保険税2,369人（増減率11.6%）である。

⑧ 収納率向上及び滞納対策に対する取組み状況について

ア 納税環境の整備

イ 滞納整理の効率化

ウ 未納の早期解消

エ 困難案件の徴収

オ 基礎研修及び専門研修

上記事項について、成果を上げるべく努めている。

監査の結果、財務に関する事務についてはおおむね適正に執行されており、経営に係る事業の管理についてもおおむね適正に執行されている。

(2) 社会福祉課 【指摘なし】

① 課内組織

社会福祉部門、児童福祉部門の2部門で構成されており、所管施設として神戸西会館、児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター、保育園、こども発達支援事業所がある。

② 職員人数等は次のとおりである。（ただし、こども発達支援事業所、4保育園は除く）

管理職（課長、課長補佐）2人、一般職員10人（うち育休1人）、臨時職員26人（指導員（嘱託員）1人、子育て相談員1人、家庭相談員1人、児童厚生員3人、指導員18人、子育て支援センター職員2人）の合計38人である。

③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。（ただし、職員人件費は除く）

ア 社会福祉部門

（ア）社会福祉総務費

執行額は26,840千円で、執行率は28.7%である。主なものは社会福祉協議会補助金23,201千円、民生・児童委員活動費3,143千円である。

(イ) 心身障害者福祉費

執行額は 195,847 千円で、執行率は 45.2% である。

a 心身障害者更生援護費

執行額は 23,533 千円で、執行率は 47.5% である。主なものは重度障害者医療費給付事業 22,214 千円である。

b 心身障害者施設等負担金

執行額は 7,838 千円で、執行率は 38.9% である。全額、駿遠学園管理組合分担金である。

c 心身障害者自立支援事業費

執行額は 145,716 千円で、執行率は 45.0% である。主なものは生活介護給付費 36,485 千円、就労継続支援給付費 29,251 千円、デイサービス等給付費 19,863 千円、更生医療給付事業費 14,278 千円、施設入所給付費 10,079 千円、共同生活介護給付費 8,025 千円、居宅介護給付費 7,296 千円である。

d 地域生活支援事業費

執行額は 17,781 千円で、執行率は 52.8% である。主なものは相談支援事業委託料 7,926 千円、日常生活用具給付事業 3,010 千円、地域活動支援センター事業委託料 1,925 千円である。

(ウ) 人権・地域改善費

執行額は 1,961 千円で、執行率は 38.0% である。主なものは神戸西会館運営費 1,854 千円である。

イ 児童福祉部門

(ア) 児童福祉総務費

執行額は 47,155 千円で、執行率は 72.9% である。

a 児童福祉費 1,475 千円で、執行率は 18.8% である。主なものは臨時職員賃金（子育て相談員）1,211 千円である。

b 児童虐待防止事業費 1,319 千円で、執行率は 46.5% である。主なものは臨時職員賃金（家庭相談員）1,305 千円である。

c ひとり親家庭対策事業費 2,545 千円で、執行率は 43.1% である。主なものは母子家庭等医療費助成事業 2,356 千円である。

e 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費 41,816 千円で、執行率は 86.9% である。主なものは子育て世帯臨時特例給付金 41,120 千円である（支給人数 4,112 人）。

(イ) 児童措置費

執行額は 196,492 千円で、執行率は 33.1% である。主なものは児

童手当費 196,090 千円である。

(ウ) 保育所費 (4 保育園運営費は除く)

執行額は 49,060 千円で、執行率は 35.1%である。

- a 保育園管理費 49,060 千円で、執行率は 40.0%である。主なものは臨時職員賃金 47,429 千円 (67 人分) である。

(エ) 児童館費

執行額は 23,336 千円で、執行率は 49.5%である。

- a 児童館運営費 3,911 千円で、執行率は 42.2%である。主なものは臨時職員賃金 2,243 千円 (3 人分) である。

- b 放課後児童健全育成事業費 17,435 千円で、執行率は 52.4%である。主なものは臨時職員賃金 13,948 千円 (19 人分・夏休み 3 人分)、賄材料費 1,615 千円である。

- c 地域子育て支援拠点事業費 1,589 千円で、執行率は 37.8%である。主なものは臨時職員賃金 1,508 千円 (2 人分) である。

- ④ 時間外勤務については 1 人当たり月平均 23.26 時間と庁内 6 番目に多かった。(庁内 1 人当たり月平均 15.58 時間)

監査の結果、財務に関する事務についてはおおむね適正に執行されており、経営に係る事業の管理についてもおおむね適正に執行されている。

なお、前年度、定期監査における指摘事項である社会福祉法人社会福祉協議会の運営事業(事務局人件費)及び平成 26 年 6 月に実施した保育園の定期監査における指摘事項である消防計画については町長より、監査委員宛てに是正処置を講じた旨の通知があった。

(2)-2 社会福祉課 こども発達支援事業所 【指摘なし】

① 課内組織

こども発達支援事業所

② 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長補佐)1 人、保育士 5 人、臨時保育士 3 人の合計 9 人である。

③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人件費は除く)

(ア) -2 児童福祉総務費

a こども発達支援事業費

執行額は 4,579 千円で、執行率は 36.8%である。主なものは臨時職員賃

金 3,331 千円(3 人分)、需用費 878 千円である。

- ④ 時間外勤務については 1 人当たり月平均 13.44 時間であった。(庁内 1 人当たり月平均 15.58 時間)

監査の結果、財務に関する事務についてはおおむね適正に執行されており、経営に係る事業の管理についてもおおむね適正に執行されている。

(3) 健康づくり課 【指摘なし】

① 課内組織

保健センターを兼ねている。

② 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長)1 人、一般職員 13 人(産休育休 2 人含む)、臨時職員 4 人の合計 18 人である。

③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人件費は除く)

ア 保健衛生総務費(ただし、火葬場費除く)

執行額は 225,869 千円で、執行率は 49.1%である。主なものは榛原病院負担金 222,845 千円、保健衛生管理費 2,120 千円、救急医療対策事業費 902 千円である。

イ 予防費(感染症予防費)

執行額は 23,461 千円で、執行率は 21.8%である。主なものは予防接種委託料は 13,619 千円、医薬材料費 5,670 千円、予防接種医師謝礼金 2,535 千円である。

ウ 母子保健衛生費

執行額は 84,308 千円で、執行率は 44.5%である。主なものはこども医療費 65,404 千円、乳幼児・妊婦健診委託料 8,116 千円、医療費支払事務手数料 4,876 千円である。

エ 健康づくり事業費

執行額は 6,300 千円で、執行率は 60.2%である。主なものはダンス健康づくり事業費 3,819 千円、健康体操運営費 2,022 千円である。

オ 健康増進事業費

執行額は 18,375 千円で、執行率は 49.5%である。主なものは乳がん検診委託料 4,145 千円、子宮がん検診委託料 3,729 千円、胃がん検診委託料 2,374 千円、肺がん検診委託料 1,806 千円、大腸がん検診委託料 1,341 千円、がん検診等受診票用紙代 2,067 千円、肺がん・大腸がん検診受診票送

付代他 1,419 千円である。

- ④ 時間外勤務については月平均 1 人当たり 12.70 時間であった。(庁内月平均 1 人当たり 15.58 時間)

監査の結果、財務に関する事務についてはおおむね適正に執行されており、経営に係る事業の管理についてもおおむね適正に執行されている。